



利用規約

【ご入会にあたり】

皆様に安全で快適なトレーニングライフをお送りいただくために、下記事項についてご確認をいただいております。

【33GYM (THREExTHREE パーソナルジム)会員制度について】

- (1) 本クラブは「33GYM (THREExTHREE パーソナルジム)」(以下「本クラブ」といいます)と称します。
- (2) 本クラブの所在地は東京都港区麻布十番2-13-9 リバーレ麻布十番ビルB1Fです。
- (3) ご利用にあたり、本規約および施設内諸規則を遵守してください。本規約および施設内諸規則に違反した場合は、除名処分となることがあります。
- (4) 33GYM (THREExTHREE パーソナルジム)STAFFが会員と連絡が取れなくなった場合、もしくはトレーニングを無断でお休みされたときには、除名処分となることがあります。除名処分となった場合、既にお支払いいただいた諸費用は理由の如何を問わず一切返還しません。

【安全管理】

- (1) 体調に不安のある方、特に現在疾病で治療中または既往症のある方ならびにお薬を服用されている方は医師にご相談のうえご入会されることをお勧めします。
体調や健康状態によっては、ご入会をお断りし、また、諸施設の利用を禁止もしくは制限させていただきますので、予めご了承ください。
- (2) 妊娠されている方はご利用いただけません。なお、ご入会後に妊娠されたときは、24ヶ月まで有効期限を延長することが可能です。また、退会制度もご用意いたしておりますので、必ずご相談ください。(再入会可能です。)
- (3) 事前の問診および検査(脈拍・血圧等)により、運動できないと本ジムが判断したときは、トレーニングを休止いただくことがあります。
- (4) トレーニングは、身体に適度な負荷をかけることにより、より健康な状態へと導くものですが、疾病がある場合は、反対に健康を害する可能性があることをご認識ください。
- (5) 施設への高額な金銭、貴金属その他貴重品のお持ち込みは、お断りしております。金銭その他貴重品の盗難、紛失について、当社は一切の責を負いませんので、予めご了承ください。

【会員規約】

第1条（適用範囲）

33GYM (THREExTHREE パーソナルジム)会員規約（以下「本規約」といいます）は、33GYM (THREExTHREE パーソナルジム)（以下「本クラブ」といいます）の会員ならびに本クラブにご入会する方に適用します。

第2条（目的）

本クラブは会員の心と体両面の健康を維持・増進させるとともに、併せてスポーツ文化の普及に寄与することを目的とします。

第3条（運営管理）

本クラブは株式会社THパートナーズ（以下「当社」といいます。）がその運営・管理を行います。

第4条（会員制）

（1）本クラブのトレーニングサービス（以下、「本サービス」といいます。）は会員制とします。会員は本規約に基づき本サービスを受けることができます。

（2）会員は本クラブ内において、本サービスを入会申込書に記載する時間及び回数分を利用することができます。

（3）本クラブの会員区分は、以下のとおりとします。(1)個人会員 (2)法人会員

（4）本サービスの利用は予約制とし、利用時間を制限することができます。また施設の改修、点検を行う場合には、本サービスの利用を制限する場合がございます。

（5）本サービスの利用期間は、入会申込書に記載された期間とします。

（6）当社は会員へ本サービスの提供するにあたり、会員の体調を考慮し行います。事前に会員への体質及び体調を聴取し確認するものとします。

（7）会員の体調・体質により、当社は会員への本サービス提供をお断りする場合があります。

（8）本サービス利用中、会員は体調を崩したり異常が生じた場合は、直ちに当社へその旨を伝えるものとします。この場合、当社は直ちに本サービスの提供を中止します。

第5条（会員入会資格）

本クラブの会員入会資格は以下の項目をすべて該当する方とします。

- ①各会員区分において当社が別途定める資格に該当する方。
- ②本規約及び「個人情報保護方針」に同意した方。
- ③満16歳以上の方。但し、満20歳未満の場合は入会時に保護者の同意が必要となります。
- ④本クラブの利用に堪え得る健康状態であることを当社に申告いただいた方。
- ⑤医師等から運動、入浴等を禁止されていない方。
- ⑥伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
- ⑦妊娠していない方。
- ⑧反社会勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等。）の関係者でない方。
- ⑨過去に当社より除名の通告を受けていない方。
- ⑩成年被後見人及び被保佐人ではない方。

第6条（入会手続き）

（1）本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただきます。

- ①所定の申込書類により、本規約及び「個人情報保護方針」に同意した上で入会申込みを行っていただきます。
- ②当社は、所定の基準に従い、入会資格の有無等を判断の上、入会の承諾を行います。
- ③会員区分に従い、第11条に定める諸費用を当社に払い込みいただきます。

（2）未成年の方が入会しようとするときは、入会申込書により親権者の同意を得た上で、入会申込みを行っていただきます。

この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく義務および責任を本人と連携して負うものとします。

第7条（変更手続き等）

（1）会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅延なく変更手続きを行っていただきます。

（2）会員は、会員証を紛失したときは、当社に対して速やかに紛失届を提出するものとします。

（3）当社より、会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。

第8条（予約の変更・キャンセル）

予約の変更・キャンセルについては、セッション前日の24時まで可能とし、それ以降（当日）の予約変更・キャンセルはトレーニングを1回分消化したものとします。

第9条（個人情報保護）

当社は、当社の保有する会員の個人情報を、当社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第10条（退会・休会）

退会・休会に関しては、前月20日までに申し出てください。退会・休会のお申し出がない場合、同一条件にて自動更新とさせていただきます。

第11条（諸費用）

（1）会員は、当社に対し当社が別途定める期日までに、入会金及びコース料金等当社が別途定める諸費用（以下「諸費用」といいます）をお支払いいただきます。

（2）会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、会員資格を喪失するまでの諸費用をお支払いいただきます。

（3）会費の支払いは、当社が定める手段によるものとします。

（4）定められた期日までに諸費用のお支払いの確認ができない場合、トレーニングを休止もしくは除名処分とさせていただきます。

（5）納入した諸費用は、返還できません。但し、第23条に定める退会の場合は除きます。

第12条（会員資格の取得）

第6条の入会手続きが完了し、本クラブが発行する会員証を受け取ったときに、会員資格を取得するものとします。

第13条（会員資格の相続・譲渡）

本クラブの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。

また、本クラブの会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。但し、法人の合併その他組織再編行為を除きます。

第14条（ビジター）

本クラブの一部の会員区分においては以下の条件を満たすことにより、会員以外の方（以下「ビジター」といいます）も、諸施設をご利用いただくことができます。

- ①会員の同伴者であること。
- ②当社が別途定める施設利用料をお支払いいただくこと。
- ③本規約を遵守すること。

第15条（その他の会員以外の施設利用）

当社は、必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の諸施設の利用を認めることができます。

第16条（施設内諸規則の遵守）

会員は諸規則の利用にあたり、本規約を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。また諸施設内の秩序を乱す行為は禁止されています。

第17条（禁止事項）

会員（ビジターを含む）は、諸施設において次の行為は禁止されています。

- （1）他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
- （2）他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為。
- （3）大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- （4）物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- （5）本クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
- （6）他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- （7）正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。
- （8）痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- （9）刃物、火器、薬品などの危険物を館内へ持ち込む行為。
- （10）物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- （11）高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。
- （12）シャワールームで髪を染色する行為。

第18条（盗難）

会員は本サービスの提供を受ける施設において設置されるロッカー等を会員自身の責任と負担により使用するものとします。

収納物の盗難・毀損その他、本サービスを受けるにあたって生じた盗難・毀損等については、会員の帰責事由が認められる場合に限り、会員は適正な範囲の賠償をするものとします。

第19条（紛失物・忘れ物・放置物）

会員が本サービスの利用に際して生じた紛失については、当社は一切損害賠償・保証等の責を負いません。

忘れ物・放置物については、当社は速やかに当社施設近隣の警察署へ届け出るものとします。但し、腐敗の恐れのあるなど衛生安全管理上、保管は不適切と判断したものは、適宜処理させていただきます。

第20条（損害賠償）

会員が本サービスの利用に際して、会員の責に帰すべき事由により当社または第三者に損害を与えた場合、会員はすみやかにその賠償の責に任じるものとします。

ビジターについても同様とします。法人会員利用者の場合は登録法人が一切の責を負うものとします。

第21条（諸料金の変更）

当社は、入会金・月額利用料金等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

入会金・月額利用料金等を改定する場合には、改定月の1ヶ月前までに告知します。

第22条（変更届）

会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに当社に変更届を提出するものとします。

第23条（閉鎖または利用制限）

当社は次の各号により本サービスの提供が不可能または著しく困難になった場合、本クラブを全部又は一部を閉鎖又は本クラブの利用を制限することができます、

同時にすべての会員との契約を解除することができます。

あらかじめ予定される場合には、本クラブの全部を閉鎖する旨は3ヶ月前までに、その他の場合には1ヶ月前までに会員に対してその旨を告知します。

この場合、会員は、その名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。

- ①法令が制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- ②天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- ③気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行うことができないと当社が判断したとき
- ④著しい社会・経済情勢の変化があったとき
- ⑤法令に基づく点検・改善及び必要な施設改修などがある場合
- ⑥当社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

改定日：2021年4月22日